

「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示案」  
に関するパブリックコメントについて

平成 19 年 2 月  
海事局検査測度課

**背景・目的**

危険物の海上運送に関しては、国際海事機関(以下「IMO」という。)において策定された 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS 条約)に基づく危険化学品のばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則(以下「IBC コード」という。)及び国際海上危険物規程(以下「IMDG コード」という。)等により、技術基準が定められており、我が国においても IBC コード及び IMDG コード等の規定を危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和 32 年運輸省令第 30 号)及び関連告示に取り入れて安全規制を実施しているところである。

IBC コードは液体化学薬品のばら積運送について規定しており、本年 1 月 1 日に 2004 年に採択された改正コードが発効し、昨年 10 月に本改正内容を国内法令に取り入れたところである。同改正においては運送要件等の判定基準が大幅に変更されたため、新しい基準で危険性等の評価が行われていなかった多数の物質に関しては、改正コードに列挙されず、本年 1 月 1 日より運送不可能となった。しかし、改正コード採択後、IMO において、これら改正コードに列挙されていない物質について危険性等の評価・承認が行われ、それらの物質は昨年 12 月に IMO より MEPC.2/Circ.12 として回章されたところである。同回章文書中に列挙されている物質のうち、同文書中に規定されている要件により国際的に運送することが可能な物質については、本内容について国内基準に取り入れることが適当である。

また、IMDG コードは危険物の個品運送について規定しており、国連で策定されている「危険物輸送に関する国連勧告」の改正に対応して改正されている。先般、IMO において最新の知見に基づく IMDG コードの改正が行われ、コンテナの防爆要件に関する改正案が採択され、平成 20 年 1 月 1 日に発効することとなっており、本内容について発効日までに国内基準に取り入れる必要がある。

このため、現行の船舶による危険物の運送基準等を定める告示に上記内容を取り入れるための改正を行う必要がある。

**改正概要**

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正

1. MEPC.2/Circ.12 の回章に伴う改正

危告示別表第 8 の 3 中、物質を一部追加する。(危告示別表第 8 の 3 関係)(別添参照)

2. IMDG コードの改正に伴う改正

引火点が摂氏 23 度以下の危険物を収納するコンテナに求められる防爆要件について、運送する危険物を常に引火点より 10 度以上低く保つこと等一定の技術要件を満たしている場合においては、防爆要件を課さないこととする。

(危告示第 15 条の 2 第 3 号及び第 16 条の 4 第 2 号関係)

**スケジュール(予定)**

公布：平成 19 年 3 月中旬

施行：平成 19 年 3 月下旬

## 今回取り入れを行う物質一覧(危告示別表 8 の 3 関係)

番号	品名	
	日本語名	英語名
1	第一級直鎖脂肪族アルコール(アルコールの炭素数が 8 から 11 までのもの及びその混合物に限る。)	Alcohols(C8-C11),primary, linear and essentially linear
2	アルキルベンゼンの蒸留残渣	Alkyl benzene distillation bottoms
3	塩化ベンジル	Benzyl chloride
4	長鎖アルカン酸銅塩(アルキル基の炭素数が 17 以上のもの及びその混合物に限る。)	Copper salt of long chain(C17+) alkanolic acid
5	1,6 - ジクロロヘキサン	1,6-Dichlorohexane
6	2,4 - ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩(水溶液)	2,4-Dichlorophenoxyacetic acid, diethanol amines salt solution
7	ドデシルアミン及びテトラデシルアミンの混合物	Dodecylamin/Tetradecylamine mixture
8	エチルペンチルケトン	Ethyl amyl ketone
9	酪酸エチル	Ethyl butyrate
10	脂肪酸メチルエステル	Fatty acid methyl esters
11	脂肪酸(炭素数が 12 以上のもの及びその混合物であって炭素数が 12 から 15 までのものを含むものに限る。)	Fatty acids, C12+
12	脂肪酸(炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物に限る。)	Fatty acids, C8-C10
13	プロポキシ化グルシトール及びプロポキシ化グリセロールの混合物(アミンの濃度が 10 質量%未満のものに限る。)	Glucitol/glycerol blend propoxylated (containing less than 10% amines)
14	プロポキシ化グリセリン	Glycerol propoxylated
15	プロポキシ化グリセリン及びエトキシ化グリセリンの混合物	Glycerol, propoxylated and ethoxylated
16	プロポキシ化グリセリン、エトキシ化グリセリン、プロポキシ化ショ糖及びエトキシ化ショ糖の混合物	Glycerol/sucrose blend propoxylated and ethoxylated
17	アルキルジチオカルバミドのモリブデンポリスルフィド錯体	Molybdenum Polysulfide Long Chain Alkyl Dithiocarbamide Complex
18	ポリエーテル(分子量が 1350 以上のもの及びその混合物に限る。)	Polyether(molecular weight 1350+)
19	トール油ピッチ	Tall oil pitch
20	プロポキシ化トリメチロールプロパン	Trimethylol propane propoxylated